

業務指示書

ベトナム国中部高原水資源管理情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年1月18日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年1月23日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業開発プロジェクト、灌漑プロジェクト、水資源開発・管理プロジェクト等に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／農業農村開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農業農村開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 社会経済分析／農林水産業開発】

- 1) 類似業務の経験：社会経済分析／農林水産業開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地方インフラ（水資源管理）】

- 1) 類似業務の経験：地方インフラ（水資源管理）に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年1月27日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.005246 円 , US\$1 = 117.382 円 , EUR1 = 122.707 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／農業農村開発
社会経済分析／農林水産業開発
地方インフラ（水資源管理）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.75 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年2月13日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」>「コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2016年10月)」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ベトナム国中部高原水資源管理情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／農業農村開発	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 社会経済分析／農林水産業開発	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 地方インフラ（水資源管理）	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2. 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ベトナムでは 2015 年末からエルニーニョ現象の影響により、中部高原地域、中南部沿岸地域、メコンデルタ地域といった貧困地域が大半を占める地方部において、深刻な干ばつと塩水遡上が発生した。国連とベトナム政府による緊急評価では、ベトナムの 18 省が深刻な被害を受け、200 万人が安全な水へのアクセスを断たれ、110 万人が食糧支援を必要とし、175 万人が生計手段を失ったとされている。(出典：国連、ベトナム農業農村開発省の連名公式文書「Viet Nam's Emergency Response Plan of Action in Response to Drought and Saltwater Intrusion Situation」2016 年 4 月 27 日付 (以下「国ベ文書」))

さらに、ベトナム農業農村開発省によると、中南部沿岸地域および中部高原地域では、40,000ha におよぶ米の生産が低下し、12,000ha の農産物が水不足に直面したとされている。中南部沿岸地域では、2015 年 12 月末から 2016 年 8 月の乾季において、Kanh Hoa 省、Ninh Thuan 省、Binh Thuan 省の貯水池や水力発電ダムの貯水量は、前年よりも低くなっており、計画貯水量の 20～45%まで低下した。中部高原地域では、Kon Tum 省、Gia Lai 省、Dak Lak 省、Dak Nong 省、Lam Dong 省 (以下「中部高原 5 省」) の貯水量は、貯水池では計画貯水量の 40～50%に低下し、約 200 箇所の小規模貯水池は干上がったとされている。メコンデルタ地域では、メコン川の上流の水位が過去 90 年間で最も低いレベルになり、2016 年は例年に比べ 2 ヶ月早い塩水遡上が発生し、沿岸部より最大で 90km 内陸まで達したことが報告されている。

これに対し国連とベトナム農業農村開発省は、2016 年 4 月 26 日に在ベトナム各国大使館、世界銀行、アジア開発銀行、JICA、国際赤十字赤新月社連盟、アメリカ合衆国国際開発庁等を召集し、4850 万米ドル相当の緊急支援を呼びかけるとともに、ベトナム政府は 5,221 トンの食糧支援や給水車による 200 万トンの給水等の緊急対策を実施した。(出典：上記国ベ文書)

このような背景を受けて、日本国政府は中長期的な干ばつ対策を検討することでベトナム政府と合意した。検討にあたっては、2015 年末の干ばつで大きな被害を受けた中部高原地域を対象地域とし、これまでにベトナムで実施された地方開発、農業開発、防災、地域総合開発、水資源開発、気候変動対策等の干ばつや渇水対策に関連する調査案件、事業案件の成果を最大限活用した形での対策案を検討する基礎情報・収集調査 (以下「本調査」) を実施することとした。

2. 調査の目的

本調査は、ベトナム農業農村開発省と「中部高原 5 省」からの要望とこれま

での JICA の協力実績を踏まえ、「中部高原 5 省」の「農業用水にかかる水資源管理」に必要な基礎情報を収集するものである。

3. 調査対象都市

以下の「中部高原 5 省」とする。

Kon Tum 省

Gia Lai 省

Dak Lak 省

Dak Nong 省

Lam Dong 省

4. 相手国実施機関

以下の中央政府機関 1 省および「中部高原 5 省」の人民委員会とする。

農業農村開発省 (Ministry of Agriculture and Rural Development)

Kon Tum 省人民委員会

Gia Lai 省人民委員会

Dak Lak 省人民委員会

Dak Nong 省人民委員会

Lam Dong 省人民委員会

5. 調査の範囲

本調査は、日本国政府とベトナム政府の合意に基づき、2015 年末の干ばつに対する中長期的な対策を検討するためのものである。コンサルタントは、下記「6. 調査実施上の留意事項」に留意しつつ、下記「7. 調査の内容」に述べる内容の調査を実施するとともに、調査の進捗に応じ下記「8. 成果品等」に記載の報告書を作成する。

6. 調査実施上の留意事項

(1) 生活用水の扱い

JICA とベトナム農業農村開発省は、本調査に先駆けて、干ばつ被害にかかる現地聞き取り調査と視察を 2016 年 10 月下旬から 11 月上旬に実施した。住民の「生活用水」の不足については、今回の干ばつの影響以前に毎年の渇水が問題であり、その原因として(a)水源はあるが水量が不足している場合と、(b)土地を求めて地下水や表流水の水源がない場所での居住の場合があることを確認した。十分な予算措置が可能であれば、新たな水源開発やため池等の建設が選択肢となるが、限られた地方インフラ予算を考慮すると、それぞれの長期的対策として、

(a)適切な人口計画・管理と節水給水、(b)水源がある地域への住民移転（適切な土地利用管理）といった社会的対策が必要となる。

他方、乾季の渇水時には省政府はペットボトル飲料水等を配給しており、短期的対応は既に取りられている。したがって、社会的な対策を考慮することも重要ではあるものの、人命に関わる「生活用水」は省政府で最低限賄われていることから、本調査においては、需要サイドで大きな割合を占める「農業用水」の適切な管理・利用の観点から主として渇水対策を検討することとする。

(2) 水資源利用にかかる調査

「中部高原 5 省」の降水、表流水、地下水等の水資源状況および賦存量の経年把握を行い、その農業利用状況と既存施設（ダム貯水池、ため池、灌漑施設、井戸等）を調査する。併せて住民の生活用水や工業用水の既存施設の調査を行い、設計容量と実績を把握する。

(3) 渇水時の農作物の捉え方

コメなどの普通作物や園芸作物の野菜や花卉は、一作期渇水の影響で収穫できなくても、次の雨期で栽培可能となる。他方、コーヒーや胡椒などの工芸作物や園芸作物の果樹が枯死すると、復帰までに 3 年～数年を要するため、複数年に渡り農家が収入を得られず深刻な影響を与える。よって、本調査における渇水時の救済対象とする農作物の優先順位を工芸作物、園芸作物の果樹、その他農作物（普通作物、飼料作物、緑肥作物、その他園芸作物）の順とする。

(4) 水資源管理の考え方

渇水時には、工芸作物用水、園芸作物の果樹用水と家畜と養殖魚の生命の維持に最低限必要な畜産用水、水産（淡水養殖）用水を確保することを優先とする。また、豊水時には、対象地域全体の更なる農業・農村振興に資するよう、農業・畜産・水産を満たす用水量を確保することとする。

(5) 少数民族及び他省からの新規入植者の捉え方

中部高原 5 省では、従来から現地に居住している少数民族と、近年他省より入植してきたベトナム人入植者（キン族等）が共存している。ベトナム最多民族のキン族とは言葉や習慣も異なる少数民族は、フランス統治時代から現在のベトナム政府にいたるまで、政府の社会政策の影響を大きく受けており、多数民族による地域資源の占有等に対する反発などが根強い。2000 年代にも何度か大きな暴動が起きていることから、ベトナム政府は当該地域社会の安定に細心の注意を払い、少数民族支援政策を実施しているところである。本調査の水資源状況に応じた農作物の選定や水配分に必要な既存社会インフラの検討においては、少数民族の生活状況、生計手段、営農状況等に配慮することが必要である。また、他省からの入植者については、土地利用計画上の国定公園等の指定地域に無断で侵入し、居住を開始し、森林を伐採して開墾することが省政府

より報告されている。このような行為は、急激な人口増加（Dak Nong 省の人口は 2004 年次 30 万人から 2015 年次 60 万人に倍増している）による水需要の急増や水配分の混乱を招き、森林破壊による水源涵養力の低下にも繋がる。本調査においては、他省からの入植者による新規農地については、省政府の移民政策と計画が確認できた場合のみ、計画的な開墾地を対象とした水配分計画を検討することとする。

（6）地理情報システム

本調査は、5 省にまたがる広域な範囲となり、既存社会インフラ施設の調査、水源調査等、膨大な情報を収集することになる。調査報告書の取りまとめにおいては、それら収集された情報を一元的に管理し、視覚的に表現可能な地理情報システム（Geographic Information System: GIS）を用いることとする。

7. 調査の内容

【国内準備作業 1】

（1）説明・協議

JICA 東南アジア・大洋州部および農村開発部と協議を行い、本調査の目的・趣旨等を確認する。

（2）既存資料の収集及び分析

1) JICA および他ドナーがこれまでに中部高原 5 省で実施した水資源管理、地域開発、地方開発、農業農村開発、気候変動対策に関連する調査・事業報告書をインターネットや文献調査で確認する。

2) ベトナムの地方（農村）開発、水資源管理・開発に係る法制度、政策等の収集・分析

3) 中部高原 5 省における自然・社会環境情報の収集および分析

（3）インセプション・レポート(案)の作成

調査の全体方針を取りまとめたインセプション・レポート(案)（和文・英文）を作成し、JICA 東南アジア・大洋州部と JICA ベトナム事務所に提出し、承認を得る。インセプション・レポートの内容は以下の通り。

- ・調査の背景、経緯
- ・調査の目的
- ・調査の方針
- ・調査の内容と方法（作業項目、手法）
- ・作業計画（作業工程フォローチャート、日程等）
- ・調査員の作業および作業期間
- ・調査実施体制（現地の体制、国内支援体制）
- ・提出する報告書とファイナルレポートの目次案

- (4) 中部高原 5 省における実施機関のアセット・マネージメントおよび運営・維持管理 (O&M) 能力に関するチェックリスト(案)を作成し、JICA に提出する。

【現地調査】

(1) インセプション・レポートの説明・協議

インセプション・レポート(案)を JICA ベトナム事務所および農業農村開発省と中部高原 5 省人民委員会に説明し、内容につき協議・確認を行う。

(2) 既存資料の収集及び現状調査と分析

- 1) 農業農村開発省の地方開発、農業農村開発、防災、気候変動対策に係る法制度、政策の情報収集と分析。特に中部高原地域、貧困地域への政策、支援プログラム、地方開発予算交付制度等の調査、分析。【現地再委託により実施可能とする】
- 2) 近年のエルニーニョ現象・ラニーニャ現象の発生状況とそれによる自然災害の概況とベトナム全体の社会経済への影響の把握。
- 3) 中部高原 5 省の地方省政府の農業農村開発、気候変動対策にかかる政策の確認と、中央政府の中部高原 5 省に対する支援プログラムの有無と実施状況、地方開発予算措置と執行状況 (過去 10 年～20 年程度)の調査、分析。【現地再委託により実施可能とする】
- 4) 中部高原 5 省の自然環境 (地形、森林面積、農地面積、年降水量、気温、湿度等)、社会経済情報 (産業動向、民間投資状況、公共投資状況、定住人口、産業別就労人口、観光人口、世帯収入等)の調査。【現地再委託により実施可能とする】
- 5) 中部高原 5 省の水源 (天水、表流水、地下水) 情報 (位置、賦存量) とその利用状況並びに水源における水資源量の経年変化の調査および土地利用計画区域の調査。【現地再委託により実施可能とする】
- 6) 中部高原 5 省における日降水量データの収集。収集するデータの期間は、2015 年末に発生した渇水時の降水量の発生確率を算出するに必要なデータ期間とする。【現地再委託により実施可能とする】
- 7) 中部高原 5 省の農林水産業の実態調査 (生産主体、生産物の種類・量・質、流通主体、流通経路、加工主体・種類・量・質や市場等) と過去 10～20 年程度のトレンドの調査。【現地再委託により実施可能とする】
- 8) 中部高原 5 省の農業インフラ整備状況 (ダム貯水池、ため池、灌漑施設、井戸、農道等) の調査。特に JICA および他ドナーが 5 省において資金協力支援を行ったインフラ整備事業については可能な限り詳細な情報収集・確認を行う。【現地再委託により実施可能とする】

- 9) 中部高原 5 省の既存生活用水施設（取水施設、導水施設、浄水場、送配水網等）や既存工業用水施設（同左）の調査。調査項目は規模、容量、建設・改修時期等とする。特に近年 JICA および他ドナーが 5 省において資金協力支援を行ったインフラ整備事業については可能な限り詳細な情報収集・確認を行う。【現地再委託により実施可能とする】
- 10) 中部高原 5 省のその他既存インフラ整備状況（地方電力施設、護岸整備、道路整備等）の調査。特に JICA および他ドナーが当該地域において資金協力支援を行ったインフラ整備事業については可能な限り詳細な情報収集・確認を行う。【現地再委託により実施可能とする】
- 11) 上述 1)～10)を踏まえ、2015 年末から 2016 年にかけて中部高原 5 省で発生した干ばつ状況と被害状況の詳細整理と概要作成。
- 12) 既存収集・分析並びに気候変動における適応策の観点から、中部高原 5 省の渇水時水資源量において、作物や家畜、養殖魚の生命の維持に最低限必要な工芸作物用水、園芸作物の果樹用水・畜産用水・水産用水を検討し、当該地域における渇水時農業・畜産・水産用水収支を分析する。
- 13) 上述 12)の水資源量に基づき、中部高原 5 省における渇水時の営農に適した農作物類の選定と作付けパターンの検討と分析。
- 14) 上述 12)～13)を踏まえ、水配分に必要な既存社会インフラの妥当性の検討と必要に応じた追加的な社会インフラ施設の検討。
- 15) 既存収集・分析並びに気候変動における適応策の観点から、中部高原 5 省の豊水時水資源量において、工芸作物用水、園芸作物の果樹用水・畜産用水・水産用水を検討し、当該地域における豊水時農業・畜産・水産用水収支を分析する。
- 16) 上述 15)の水資源量に基づき、中部高原 5 省における豊水時の営農に適した農作物の選定と作付けパターンの検討と分析。
- 17) 上述 15)～16)を踏まえ、水配分に必要な既存社会インフラの妥当性の検討と必要に応じた追加的な社会インフラ施設の検討。
- 18) 上述 13)と 16)を踏まえ、渇水時と豊水時の双方を踏まえた営農に適した農作物類の選定と作付けパターンの検討と分析。
- 19) 上述 14)と 17)を踏まえ、渇水時と豊水時の双方を踏まえた水配分に必要な既存社会インフラの妥当性の検討と必要に応じた追加的な社会インフラ施設の検討。
- 20) 農業用水の観点から中部高原 5 省における既存水資源管理プロジェクトの優先度の検討と分析。

(3) プロGRESS・レポートの作成、JICA への説明

これまでの調査結果を踏まえてPROGRESS・レポートを作成し、JICA ベトナム事務所および農業農村開発省と中部高原5省人民委員会に提出する。なお、PROGRESS・レポートの作成前の段階においても、必要に応じて調査の方向性を確認する協議をJICA ベトナム事務所および農業農村開発省と中部高原5省人民委員会と実施の上、不足データや入手困難なデータ等について、入手方法の変更や代替データの有無と使用の可否について適宜検討する。

(4) ドラフト・ファイナル・レポートの作成と説明

これまでの調査結果を踏まえてドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICA ベトナム事務所および農業農村開発省と中部高原5省人民委員会に説明の上、コメントと取り付ける。レポート作成の際には、上述(2)で整理した政策、自然環境、社会経済、インフラ施設情報が、当該地域における今後の参考情報として幅広く活用されるよう体系的に整理する。

(5) ファイナル・レポート（案）の作成と説明

ドラフト・ファイナル・レポートに対するJICA ベトナム事務所および農業農村開発省と中部高原5省人民委員会のコメントに基づき、加筆・修正を行い、調査結果を取りまとめたファイナル・レポート（案）を作成する。

【国内整理作業2】

(1)ファイナル・レポートの提出と説明

JICA ベトナム事務所へファイナル・レポートを提出するとともに、JICA 東南アジア・大洋州部と農村開発部へ調査結果について報告する。

8. 成果品等

(1) 報告書等

ア インセプション・レポート

- ・記載事項：上記7【国内準備作業1】参照
- ・提出時期：2017年2月下旬
- ・部数：英文10部、和文5部、電子データ1部

イ PROGRESS・レポート

- ・記載事項：上記7【現地調査】参照
- ・提出時期：2017年8月下旬
- ・部数：英文10部、電子データ1部

ウ ドラフト・ファイナル・レポート

- ・記載事項：上記7【現地調査】参照

- ・提出時期：2017年12月下旬
- ・部数：英文10部、和文5部、電子データ1部
- エ ファイナル・レポート
 - ・記載事項：上記7【現地調査】参照
 - ・提出時期：2018年3月上旬
 - ・部数：英文10部、和文5部、電子データ1部

(2) その他提出物

ア 収集資料

- ・収集した資料、データ（GISデータ含む）およびそのリスト
- ・提出時期：調査終了時
- ・部数：1部

イ 会議記録（協議記録 M/M）

- ・調査団とベトナム側の各種協議結果
- ・提出時期：その都度
- ・部数：1部、電子データ1部

ウ 業務月報

コンサルタントは業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む業務月報を作成し、JICA ベトナム事務所に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA ベトナム事務所に報告するものとする。

- ・今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ・活動に関する写真
- ・詳細活動計画（WBS）
- ・業務フローチャート

(3) 報告書の仕様

ファイナル・レポートの印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。

ファイナル・レポート以外の報告書はすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3. 業務実施上の条件

1. 調査の工程

本調査は、2017年2月下旬に開始し、2018年3月上旬の完了を目処とする。調査実施工程及び各種報告書の提出は以下を想定しているが、より効率的かつ効果的な作業工程があればプロポーザルにて提案すること。

事項	2017								
	2	3	4	5	6	7	8		
国内作業1	□								
現地調査		■							
国内作業2									
レポート提出時期	▲							▲	
レポートの種類	Ic/R							P/R	

2017				2018		
9	10	11	12	1	2	3
■						
						□
				▲		▲
				DF/R		F/R

2. 業務量の目処と業務従事者の構成

(1) 業務量の目処

約 18.75M/M

(2) 業務従事者の構成

- 1) 総括／農業農村開発 2号
- 2) 社会経済分析／農林水産業開発 3号
- 3) 地方インフラ（水資源管理） 3号
- 4) 地方インフラ（灌漑施設）
- 5) 地方インフラ（畜産、水産）
- 6) 地方インフラ（生活・工場排水、道路、電力、護岸整備事業等）

- 1) 総括／農業農村開発：農業農村開発や地方開発、地域開発の総合的知見・経験を備え、水資源管理について知見・経験を有する者。
- 2) 社会経済分析／農林水産業開発：農林水産業の経済分析に関する知見・経験を有する者。
- 3) 地方インフラ（水資源管理）：水資源管理全般の知見を備え、観測やモニタリング業務の経験を有する者。

- 4) 地方インフラ（灌漑施設）：灌漑施設全般の知見を有する者。
- 5) 地方インフラ（畜産、水産）：畜産、水産事業（内水面漁業）の知見を有する者。
- 6) 地方インフラ（生活・工場排水、道路、電力、護岸整備事業等）：特に生活・工業排水、道路、電力、護岸整備事業等のインフラ整備事業の知見・経験を有する者。

なお、上記業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加または、統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

業務実施上の必要に応じて現地にて通訳を雇用することを可とする。

3. 現地再委託

調査対象地域における本調査に関連する経験・知見を有するローカルコンサルタントもしくはNGOの知見を活用することを可とする。

想定している分野は以下の通り。

- (1) 自然環境情報調査：ベトナム全土および中部高原 5 省を対象。地形、森林面積、農地面積、市街地面積、降水量、気温、湿度等
- (2) 社会経済情報調査：ベトナム全土および中部高原 5 省を対象。産業動向、民間投資状況、公共投資状況、定住人口、産業別就労人口、観光人口、世帯収入等
- (3) 農業農村開発省および中部高原 5 省政府の政策、支援プログラム、地方開発予算交付制度等の調査
- (4) 中部高原 5 省の農林水産業の実態調査
- (5) 中部高原 5 省の農業インフラ整備状況調査
- (6) 中部高原 5 省の住民の既存生活用水施設調査
- (7) 中部高原 5 省のその他インフラ整備状況調査
- (8) 中部高原 5 省の水源地調査
- (9) 中部高原 5 省における日降水量データの収集

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、

価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名及び現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。また、本委託は見積額に含めること。

4. 見積り条件

(1) 通訳備上費

英語⇄越語（もしくは日本語⇄越語）通訳の現地備上に係る経費は見積りに計上すること。

(2) 技術支援要員備上費

各業務従事者の現地活動において、支援要員が必要とされる場合は、その経費を見積もりに計上すること。

5. 複数年度契約

本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

6. 調査用資機材輸出管理

本調査では調査用資機材については想定はしていないが、本調査実施のために現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材がある場合は、そのうちコンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うこととする。

7. 業務実施における安全管理・連絡体制

現地業務期間中は、安全管理に十分注意する。当地の治安状況については、JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整業務を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地作業中の安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

8. 貸与資料

JICA ベトナム事務所による中部高原 5 省から収集・調査した下記資料一式。下記資料の内、Lam Dong 省に関する情報は、JICA のホームページで公開され

ているため閲覧資料とし、他5省に関する情報については、電子ファイル(PDFファイル)での配布資料とする。配布に当たっては当機構ベトナム事務所山本(メール: Yamamoto.Satoshi@jica.go.jp)まで連絡のこと。

Province	Name of Report	Reference No/ Web Site	Issued Date
Kon Tum	THE WORKING CONTENTS OF THE MISSION OF MINISTRY OF AGRICULTURE AND RURAL DEVELOPMENT (MARD) AND JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY (Report of Natural and Social condition of the Province)	No: 1602/SNN-QLXDCT	26th Oct 2016
Dak Lak	REPORT ON DISASTERS SITUATION IN THE PROVINCE IN RECENT YEARS	No: /BC-SNN	Oct 2016
	REPORT ON WATER RESOURCES MANAGEMENT	-	-
Dak Nong	On registering to supplement investment portfolio of irrigation facilities for drought prevention	No: 1143/TTr-UBND	25th March 2016
	SUMMARY REPORT On natural, socio-economic and infrastructure conditions of the Dak Nong Province	No: /BC-UBND	Oct 2016
Gia Lai	DECISION Announcing set of indicators for monitoring and evaluating rural water quality and environmental sanitation in Gia Lai 2015	No: 189/QD-UBND	15th March 2016
	APPENDIX 2: RECORD OF IRRIGATION WORKS CONSTRUCTED IN GIA LAI PROVINCE	Attached to the Report No. 189/QD-UBND	15th March 2016
	REPORT On the damages due to drought, hails, worldwind, and thunder in Gia Lai province during winter-summer season of 2015-2016 and damage repair activities	No. 67 /BC-UBND	07th June 2016
	REPORT On the water resource management in Gia Lai province	No. /BC-UBND Draft	October 2016
HBong Commun, Gia Lai	Report on the shortage of water for production and domestic use in the commune of Hbong	No: 18/BC-UBND	18th March 2016
	The implementation of social - economic - security and defense tasks in the first 9 months and orientation of tasks in the last 3 months of 2016	No: /BC-UBND	September 2016
	THE IMPLEMENTATION OF AGRICULTURAL PRODUCTION PLAN IN THE FIRST 9 MONTHS OF 2016	Attached to the Report No. /BC-UBND	September 2016
Lam Dong	ベトナム国ラムドン省農林水産業及び関連産業集積化にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート	http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12247763.pdf	2015年11月

9. 相手国の便宜供与

調査対象となる中部高原地域は、社会情勢が不安定なことから外国人の入出が厳しく規制されている地域であるため、調査の実施に当たっては、調査団員リスト、調査スケジュールと内容等を予め農業農村開発省や中部高原5省の人民委員会へコンサルタントからJICAベトナム事務所を通じて事前連絡を行い、その事前連絡内容に基づき先方からの資料提供や現地調査支援に係る便宜供与を受ける(「以下「先方確認済み供与内容」という)ことになるので留意が必要である(ベトナム側了解済み)。

また、上記のとおり外国人の調査団員はJICAベトナム事務所を通じて予めベトナム側関係機関に連絡し確認・許可された期間、地域、内容等の先方確認済み便宜供与内容以外の調査活動を調査開始後にベトナム側関係機関に断りなく

行うことは認められていないため、調査中のスケジュール変更、追加資料請求等、先方確認済み便宜供与内容の変更や追加については、原則としてコンサルタントがベトナム側関係機関に直接連絡調整をすることが必要となる。このような変更や追加について、JICA ベトナム事務所の支援を必要とする場合は、同事務所に連絡し協議願いたい。

10. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または当機構担当者に速やかに相談するものとする。

以上

